

就活ハラスメント対策基本方針

■基本的な考え方

当社は、求職者（インターンシップや仕事体験参加者を含む）等による求職活動等がハラスメント行為等により阻害されないよう、以下を基本的な考えとします。

- ・ 採用選考において、人種、国籍、民族、信条、宗教、社会的身分、門地、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無等を理由とした差別扱いを禁止し、公正な採用を行います。
- ・ 採用活動における全手続において求職者一人一人の人格と尊厳を尊重し、当社役職員による求職者への就活ハラスメント（※）を一切禁止します。
- ・ 就活ハラスメントの防止徹底のため、役職員に対する啓発活動及び教育を継続的に実施します。

※ 就活ハラスメントとは

就職活動中やインターンシップ中の求職者等に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントにより、就職活動を阻害し、能力の発揮に重大な悪影響を与えるなど、求職者が就職活動を行う上で看過できない支障を生じさせる行為をいいます。

■当社の対策

①ルールの方策

当社は、採用活動に関して以下のルールを定めます。

- ・ 面接・面談は、会社が指定する場所（会議室等の会社施設）又はオンラインで実施する。なお、1 対 1 で面会するときは、第三者の目がある環境で行う。
- ・ 求職者との連絡は、会社貸与端末による電話又は会社メールに限定し、SNS 及び私用端末の使用は禁止する。
- ・ 懇親会を実施する場合は参加を任意とし、原則として採用活動に関わる役職員と求職者との 1 対 1 の会食は禁止する。

②啓発活動・教育

当社は、インターンシップ、リクルーター活動及び採用面接等にあたる役職員に対し、社内説明会や研修等を通じて上記のルール及び留意事項の周知・啓発を行います。

③相談窓口の設置

管理本部を求職者向けの相談窓口とし、相談又は通報を受けた場合は、以下の事項に留意し、適切に対応します。

- ・ 相談者等のプライバシーを保護すること
- ・ 相談、通報又は事実関係の確認への協力を理由として、不適切な取扱いを行わないこと

④事後の迅速かつ適切な対応

当社は、社内外からの相談又は通報等により、就活ハラスメントに該当するおそれがあると判断した場合には、速やかに事実関係の確認及び調査を行います。調査の結果、就活ハラスメントの事実が確認された場合は、就業規則その他の社内規程に基づき、行為者に対して厳正かつ適正な措置を講じます。

以 上